

第2章 現行の公的年金課税に関する指摘事項等

(1) 公的年金課税に関する指摘事項

公的年金等控除を含む年金課税全般について様々な提言がされている（参考資料1）。これを整理すると公的年金課税に関する指摘は以下のようにまとめられる。

① 世代間バランスの観点

特に、65歳以上の高齢者世代と現役世代の、課税最低限の乖離が大きすぎる点。

② 世代内バランスの観点

a) 他の所得も含めた総所得格差の観点

高齢者世代内において、他の所得も含めた総所得格差が大きい場合にも、公的年金課税について、総所得格差が考慮されず一律の取扱いとなっている点。

b) 年金受給金額格差の観点

高齢者世代内において、高額年金受給者ほど控除額が増える仕組みとなっており、年金受給額格差を調整する仕組みとなっていない点。

③ 租税原則の観点

租税原則の観点からみた場合でも、海外も含めた一般的な年金課税状況と比較して、拠出時・給付時ともに実質的に非課税となっている現在の状況は、特殊な体系となっている点。

(2) 公的年金等控除の創設趣旨及び役割

① 「他の所得との間での負担調整措置」という観点

前項「公的年金給付に係る税制についての経緯」で示したとおり、昭和62年の年金課税の抜本改正時に、受給者である老年者に対する税制上の配慮は、老年者の所得一般を対象とする老年者控除で対応し、公的年金と他の所得との間で負担調整を行う役割として公的年金等控除は創設された。

公的年金等控除についての考え方は、昭和61年8月政府税調「年金課税に関する専門小委員会」で報告されているが、給与所得控除の役割としている“勤務費用の概算控除”と、“他の所得との負担調整のための特別控除”のいずれも、公的年金にはその必要性は認められないとしつつも、年金受給者の意思によりその年金水準の増加を図りえないこと等を踏まえ、他の所得との間で何らかの負担調整が必要とされ、改正前の控除水準を維持するように、公的年金等控除が創設された。

② 「標準的な年金額までは非課税」という観点

昭和61年の「年金税制に関する研究会」の提言の中で、“勤労者の年金保障の太宗

をなしている厚生年金における標準的な老齢年金の水準は、老後の生活維持の基盤を支えるものとして、いわば社会連帯の合意のもとで設定されたものであり、この標準的な年金額にまで課税が及ぶことは、公的年金に対する国民の支持と信頼を確保する観点からも適切ではない。老齢年金を受給する者について、少なくともこの標準的な年金額までは実質的に課税されないよう措置すべきである。”と記述されている。

なお、標準的な年金額とは、夫婦の年金を合計したものであるとして構成されており、平成12年の制度改正後の水準としては、夫分（厚生年金と基礎年金）が年額約200万円、妻分（基礎年金）が年額約80万円、合計約280万円とされている。

（3）公的年金等控除の創設趣旨及び役割を踏まえた各指摘事項に対する考察

①世代間バランスの観点

「他の所得との間での何らかの負担調整措置が必要」という観点で創設された公的年金等控除は、給与所得控除における“勤務費用の概算控除”の要素を含んでいない。さらに、世代間バランスの観点で指摘されている“特に、65歳以上の高齢者世代と現役世代の、課税最低限の乖離が大きすぎる”という点について、別途老年者控除が手当てされていることも合わせて考えると、現在の負担調整幅が合理的と考えられる範囲を超えており、著しく高齢者世代を優遇する状況になっているものと考えられる。

また、現役世代と高齢者世代間の所得水準格差についての調整を、公的年金等控除の目的とするならば、その役割はむしろ現役世代から高齢者世代への所得再分配制度である公的年金制度そのものに帰属するものであるためその制度自体（年金給付水準自体）を見直すべきであり、所得税上の調整（公的年金等控除）で対応すべきことではないと考えられる。

たとえ、後者の議論がなかったとしても、公的年金等控除の水準が必要以上に高いため、このような指摘がなされているものと考えられる。

※ 公的年金の役割

平成13年9月「公的年金制度に関する考え方（第2版、厚生労働省年金局）」で、“公的年金は、世代間扶養の考え方を基本においた社会保険方式”と公的年金の役割を定義付けており、公的年金制度が、現役世代から高齢者世代への所得再分配制度であるものと解釈できる。

加えて、現役時代と大きく変わらない生活が営める収入を確保するために、現役時代の賃金の6割程度を保障するという思想で公的年金制度は設計されている。

（社会連帯の合意内容として認識されている）

②世代内バランスの観点

＜他の所得も含めた総所得格差の観点及び年金受給額格差の観点＞

現状においては、「標準的な年金額までは非課税」という趣旨を踏まえて、老年者控除と公的年金等控除の控除合計水準は定められているが、世代内バランスの観点で指摘されている“他の所得も含めた総所得格差”が大きい場合や、“年金受給額格差”が大きい場合に、いずれの場合も水準が高い受給者を優遇する状況となっている。

これは、標準的に調整しようとしているターゲットを、「年金額」としているために生じている問題と考えられ、高額の年金受給者や、年金以外に相当程度所得を有する年金受給者に対して、現在の仕組みでは調整余地がないことが、各指摘事項の背景になっているものと考えられる。

従って、調整するターゲットを「年金額」から「総所得額」へ変更し、高齢者世代の年金受給金額を含めた総所得に対して、控除水準を決定する仕組みに見直すことで、これらの問題に対応することが可能となるのではないかと考えられる。

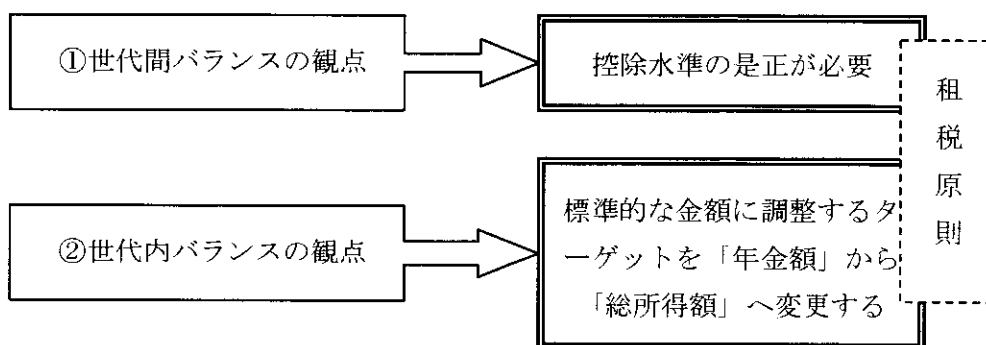
③租税原則の観点

租税原則の考え方からすれば、所得税方式または支出税方式のいずれかの課税方式を採用すべきであろうが、現状の公的年金課税は拠出時・給付時ともに実質的に非課税となっており、前述のとおり諸外国の公的年金課税方式と比較しても、特殊な体系となっている。

従って、上記①・②の課題へ対応する際は、租税原則の観点も考慮に入れた対応をすることが必要と考えられる。

(4) まとめ

上記各指摘事項に対する考察を整理すると、以下のとおりとなる。



＜視点1：控除水準の是正＞

特に、世代間バランスに留意し、控除水準の是正を実施する。そうすることで、世代間に現在生じている不均衡を、解消する余地が生じる。

<視点2：控除対象を年金額だけでなく所得全体へも影響を及ぼす方法へ変更>

控除対象を年金額だけでなく所得全体へも影響を及ぼす方法へ変えることで、その控除水準を調整することにより、世代内バランスの問題点を解消する余地が生まれ、加えて、拠出時及び運用時非課税・給付時課税といった租税原則である支出税方式になり、諸外国の公的年金課税方式とも同様な体系となる。

上記の観点から、世代間バランスと世代内バランスの両面を考慮する形で、公的年金等控除の見直しを検討する必要があるものと考えられる。

次章以降で、2つの視点から公的年金等控除を見直した場合のシミュレーションを行うとともに、各指摘事項への対応内容を分析する。

第3章 公的年金等控除の見直しにともなう影響

(1) 試算の考え方

公的年金等控除の見直しにともなう影響の試算については、以下の方法を採用した。

年金受給者の年齢及び有配偶状況により類型化した所得額と公的年金額の分布（平成10年度 国民生活基礎調査の個票を再集計）を作成した（図表3-1）。まず60歳以上の男女（世帯主）を、60～64歳の単身世帯、65歳以上の単身世帯、60～64歳の夫婦世帯、65歳以上の夫婦世帯の4グループに分類し、夫婦世帯については、配偶者65歳未満、配偶者65～69歳、70歳以上の3グループに再分類した。さらに、それぞれのグループごとに、所得額階級・公的年金等受給額階級別にカテゴライズし、当該カテゴリに所属する人数、平均所得金額、平均給与所得額（給与所得控除を計算するため）、公的年金・恩給の平均受給額を計算した。夫婦世帯に対しては、これらに加えて、配偶者に係る平均所得金額、配偶者に係る平均給与所得額、配偶者に係る公的年金・恩給の平均受給額も計算した。これは、例えば配偶者控除は、納税者と同生計の配偶者で合計所得金額が38万円以下の場合に適用されるなど、配偶者の所得水準等が本人の課税額に影響を及ぼすことに配慮したためである。

ここで、作成した世帯主所得階級別の人数分布を概観する（図表3-2）。

世帯主年齢が60～64歳の世帯では、配偶者年齢65歳未満かつ世帯主所得が300万円未満の階級と600万円未満の階級が同水準で最も人数が多い。それ以外の世帯類型（男子単身、女子単身、配偶者65～69歳、配偶者70歳以上）では、世帯主所得が300万円未満の階級で最も人数が多く、世帯主所得が増えるにつれて各階級に属する人数は減少していく。なお、配偶者年齢が65～69歳および70歳以上の人数は非常に少なく、後続の試算の結果については注意が必要である。

また、世帯主年齢が65歳以上の世帯では、女子単身で世帯主所得が300万円未満の階級の人数が非常に多く、それ以外の世帯類型（男子単身、配偶者65歳未満、配偶者65～69歳、配偶者70歳以上）では、世帯主年齢が60～64歳の世帯の場合と同様の傾向である。

次に、世帯主年金収入階級別の人数分布を概観する（図表3-3）。

世帯主年齢が60～64歳の世帯では、配偶者年齢65歳未満かつ年金収入が100万円未満の階級の人数が最も多く、その次に多いのは年金収入が200～300万円の階級である。それ以外の世帯類型（男子単身、女子単身、配偶者65～69歳、配偶者70歳以上）では、年金収入が100万円未満の階級で最も人数が多く、年金収入が増えるにつれて各階級に属する人数は減少していく。なお、配偶者年齢が65～69歳および70歳以上の人数は非常に少なく、後続の試算の結果については注意が必要である。

また、世帯主年齢が65歳以上の世帯では、女子単身で世帯主年金収入が100万円未満の

階級の人数が非常に多く、年金収入が増えるにつれて各階級に属する人数は減少していく。また、男子単身世帯についてもほぼ同様の傾向が見られる。それ以外の世帯類型（配偶者 65 歳未満、配偶者 65～69 歳、配偶者 70 歳以上）では、年金収入階級に対してほぼ一様に分布している。

このようにして作成された基礎データに対し、グループごとに制度変更前後の所得税額を算出して積み上げ、現行制度における税額との差額を求めることにより公的年金制度の見直しにともなう財政影響の試算を行った。また、その際の所得の変動が住民税と国民健康保険保険料（税）へ及ぼす影響の試算も行った。

図表 3-1 試算の基礎データ

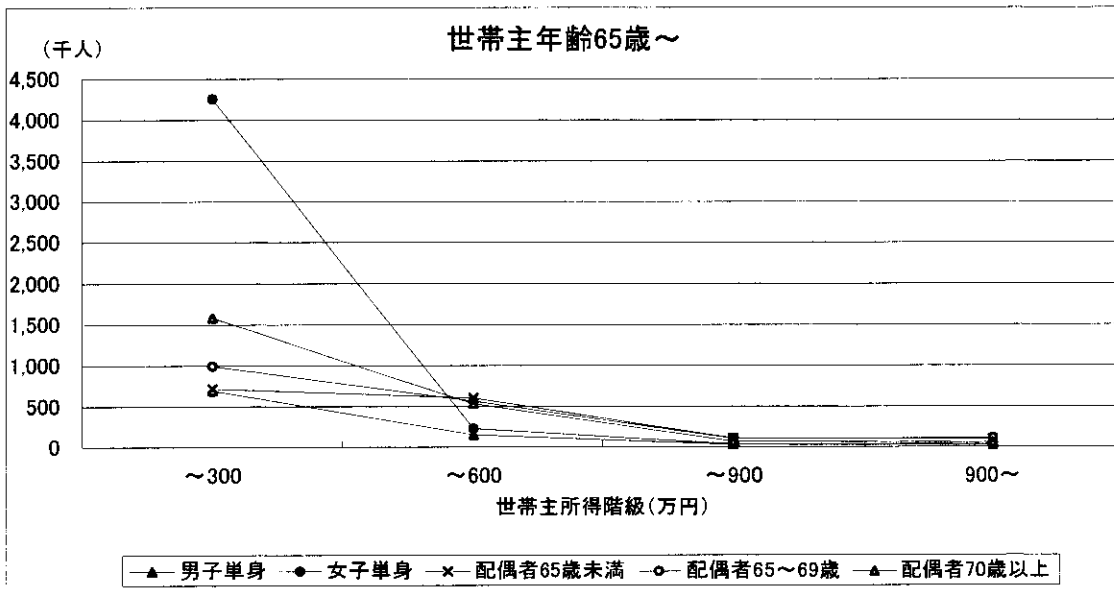
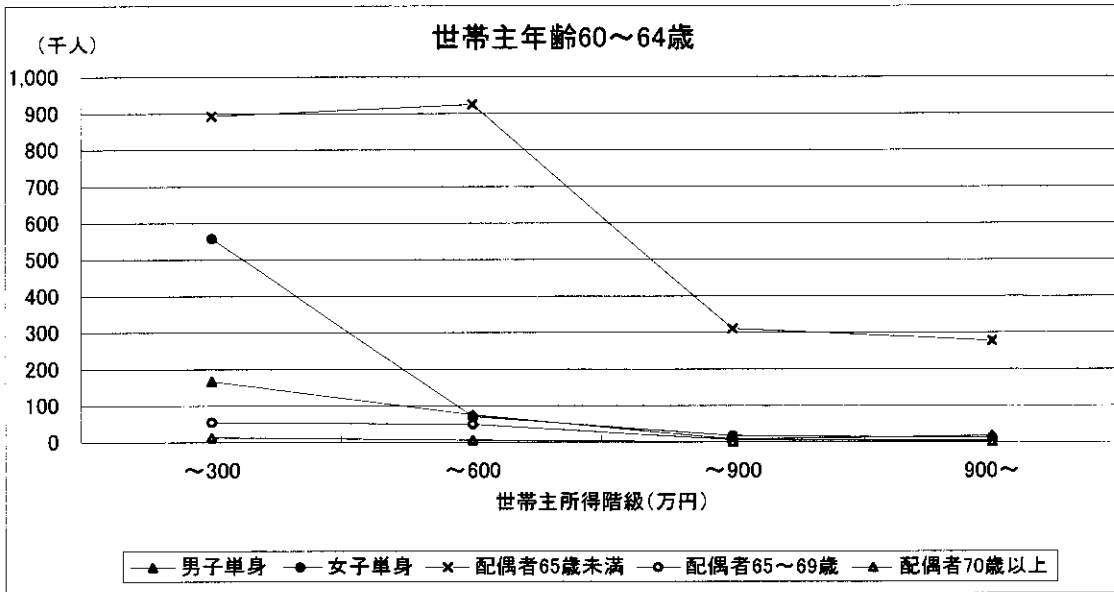
世帯類型			集計項目 ^{※1}
世帯	年齢	配偶者年齢	
単身世帯	60～64 歳	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人数 ・ 平均所得金額 ・ 平均給与所得額 ・ 公的年金・恩給の平均受給額^{※2}
	65 歳以上	—	
夫婦世帯	60～64 歳	配偶者 65 歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人数 ・ 平均所得金額 ・ 平均給与所得額
		配偶者 65～69 歳 ^{※3}	
		配偶者 70 歳以上 ^{※3}	
	65 歳以上	配偶者 65 歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金・恩給の平均受給額^{※2} ・ 配偶者に係る平均所得金額 ・ 配偶者に係る平均給与所得額 ・ 配偶者に係る公的年金・恩給の平均受給額^{※2}
		配偶者 65～69 歳	
		配偶者 70 歳以上	

※1 平成 10 年度 国民生活基礎調査の個票を用いて、世帯類型・所得額階級・公的年金等受給金額階級別にカテゴライズして集計した。所得額のカテゴライズ単位は、1,000 万円までは 50 万円刻みの 20 階級、1,000 万円以上は、1,000 万円～1,100 万円、1,100 万円～1,200 万円、1,200 万円～1,500 万円、1,500 万円～2,000 万円まで、2,000 万円以上として、合計 25 階級とした。また、公的年金等受給額のカテゴライズ単位は、500 万円までは 10 万円刻みの 50 階級、500 万円以上は、750 万円までの 50 万円刻みと 750 万円以上として、合計 56 階級とした。

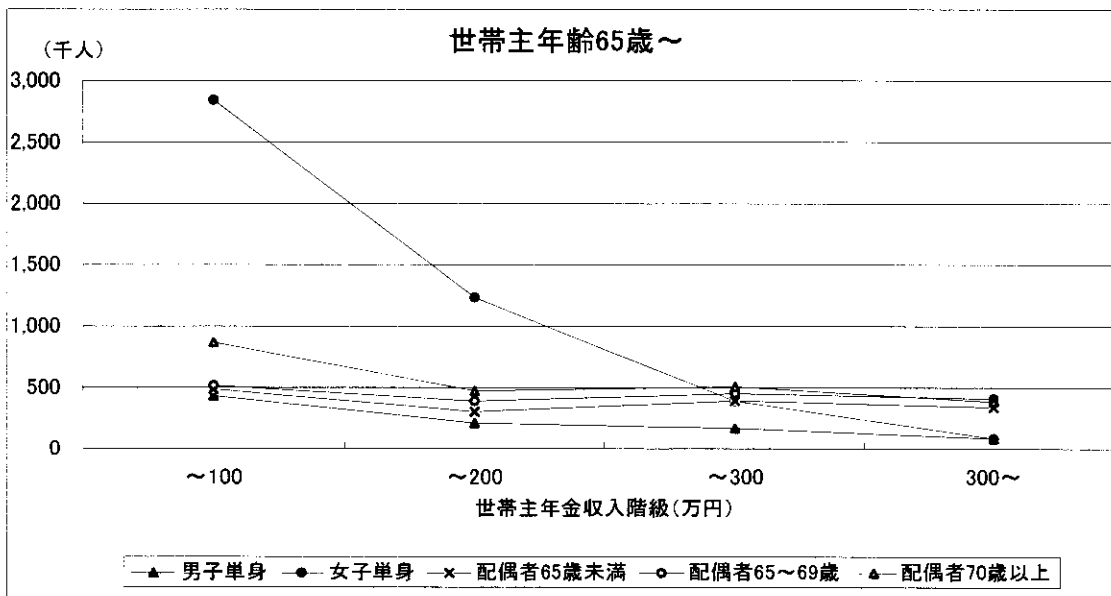
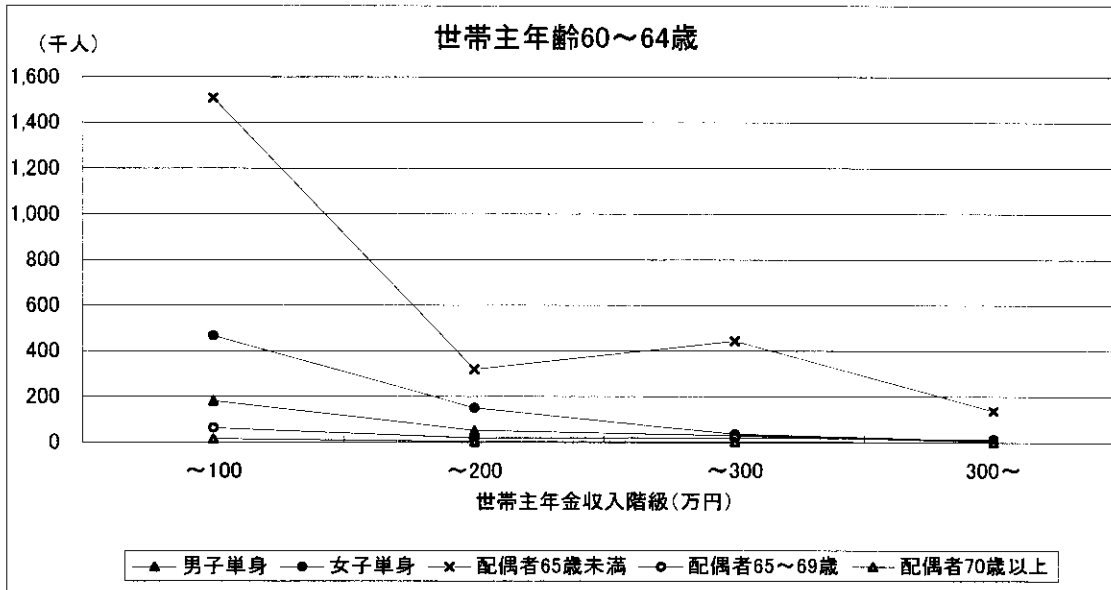
※2 国民生活基礎調査においては、公的年金・恩給額の中に厚生年金基金や適格年金などの企業年金が含まれていないため、平成 8 年度 所得再分配調査に基づき、公的年金・恩給の平均受給額を年齢階級別に補正した。

※3 データの制約から、夫婦世帯の所得階級別・公的年金等受給金額階級別集計表において、世帯主年齢が 60～64 歳で、配偶者年齢が 65～69 歳と 70 歳以上の世帯には欠損セルが多く見られた。そのためこれら世帯の推計結果を見る際には注意が必要である。

図表3-2 世帯主所得階級別人数分布



図表 3-3 世帯主年金収入階級別人数分布



(2) 試算の前提条件

現行の公的年金等控除に対する指摘事項などを踏まえて、現行制度の所得税額等推計に加え、以下の11ケースにつき、所得税等への影響を検討する（図表3-4）。

1) 公的年金等控除を全廃する（ケース1）

公的年金等給付が拠出時及び給付時の両方で実質非課税となっており、課税対象から外れている実情に鑑み、給付時における公的年金等控除を廃止すると仮定。

2) 公的年金等控除を定額控除の仕組みに改める〈視点1の観点〉

現行の公的年金等控除の仕組みは、定額控除と定率控除を合算したものとなっているが、必要最低限の部分を控除によってカバーするという考えに立ち、公的年金等控除を定額控除の仕組みに改めると仮定。この場合において、定額控除の水準として以下のものを想定する。

ケース2-A：定率控除を廃止し現行の定額控除のみとして、その水準を最低保障額とする

(65歳以上 100万円 65歳未満 50万円)

ケース2-B：定率控除を廃止して、現行の最低保障額まで定額控除を引上げる

(65歳以上 140万円 65歳未満 70万円)

ケース2-C：定率控除を廃止して、老齢基礎年金満額レベルを最低保障額とした定額控除とする

(65歳以上、65歳未満ともに 80万円)

3) 定額+定率の仕組みを維持して全体の控除水準を引き下げる〈視点1の観点〉

現行の公的年金等控除の仕組みである、定額控除+定率控除という仕組みを基本的に維持しつつ、主に世代間バランスの是正の観点から、全体としての控除水準を引き下げると仮定。この場合において、引き下げる水準として以下のものを想定する。

ケース3-A：公的年金等控除を給与所得控除と同水準にする

ケース3-B：定率控除部分の控除率を引き下げる

～360万円 現行25%を15%に

～720万円 現行15%を5%に

720万円～ 現行5%を0%（廃止）に

ケース3-C：65歳以上と65歳未満の控除を等しくする

4) 公的年金等控除の適用要件に所得制限を導入する<視点2の観点>

現行の仕組みでは、所得・資産を有する高齢者が相対的に有利な取扱いを受けているとの指摘を踏まえ、所得保障の必要性が比較的小さいと認められる高額所得を有する高齢者については、公的年金等控除の適用対象外と仮定。この場合において、所得制限の水準として以下のものを想定する。

ケース4-A：1,000万円の所得制限（老年者控除などの所得制限と同一水準）を導入する

ケース4-B：500万円の所得制限を導入する

5) 上記2)と4)を組み合わせる<視点1と2の組み合わせ>

必要最低限の部分を控除によってカバーするが、高額所得を有する高齢者については公的年金等控除の適用対象外とする。この場合において、定額控除と所得制限の水準として以下のものを想定する。

ケース5-A：定率控除を廃止して、現行の最低保障額まで定額控除を引上げ、さらに500万円の所得制限を導入する

ケース5-B：定率控除を廃止して、最低保障額を現行の定額控除相当額までとし、さらに500万円の所得制限を導入する

図表3-4 ケース別推計前提条件

ケースNo	定額控除 (円)		定率控除				最低保障額 (円)		所得制限 (円)												
	65歳未満	65歳以上	360万円未満	720万円未満	720万円以上	65歳未満	65歳以上														
現行制度	500,000	1,000,000	25%	15%	5%	700,000	1,400,000	なし													
ケース1	0	0	0%	0%	0%	0	0	なし													
ケース2-A	500,000	1,000,000	0%	0%	0%	500,000	1,000,000	なし													
ケース2-B	700,000	1,400,000	0%	0%	0%	700,000	1,400,000	なし													
ケース2-C	800,000	800,000	0%	0%	0%	800,000	800,000	なし													
ケース3-A	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年金収入</th> <th>控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 180万円</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>～ 360万円</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>～ 660万円</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>～ 1,000万円</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円～</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※最低保障額 650,000円</p>									年金収入	控除率	～ 180万円	40%	～ 360万円	30%	～ 660万円	20%	～ 1,000万円	10%	1,000万円～	5%
年金収入	控除率																				
～ 180万円	40%																				
～ 360万円	30%																				
～ 660万円	20%																				
～ 1,000万円	10%																				
1,000万円～	5%																				
ケース3-B	500,000	1,000,000	15%	5%	0%	700,000	1,400,000	なし													
ケース3-C	500,000	500,000	25%	15%	5%	700,000	700,000	なし													
ケース4-A	500,000	1,000,000	25%	15%	5%	700,000	1,400,000	10,000,000													
ケース4-B	500,000	1,000,000	25%	15%	5%	700,000	1,400,000	5,000,000													
ケース5-A	700,000	1,400,000	0%	0%	0%	700,000	1,400,000	5,000,000													
ケース5-B	500,000	1,000,000	0%	0%	0%	500,000	1,000,000	5,000,000													

注) 網掛けは現行制度と異なる箇所

(3) 所得税への影響⁴

公的年金等控除の見直しにより公的年金等受給者の所得が増加（減少）する。これが所得税にどの程度の影響を及ぼすかを検討する（図表3-5）。

Step1 で、夫婦世帯における配偶者控除の対象者を決定するために、夫と妻のどちらが世帯主かを決定する。ここでは「総所得」が多い方を世帯主と定義する。

Step2 で、基礎データの「公的年金・恩給の平均受給額」から「公的年金等所得」を計算し、**Step3** で「公的年金等所得（雑所得）」を計算する。これは、国民生活基礎調査の「公的年金等受給額」は「公的年金等控除前の公的年金実収入額」であり、所得税を求める際の「公的年金等所得（雑所得）」とは異なるからである。前項で設定した前提条件ごとに試算を行う。

Step4 で、基礎データの「平均給与所得額」から「給与所得」を計算する。これは、国民生活基礎調査の「平均給与所得額」は「給与所得控除前の給与実収入額」であり、所得税を求める際の「給与所得」とは異なるからである。

Step5 で、所得税を求める際の「総所得」を計算する。

Step6 で、各種控除額を計算する。ここで対象とする控除は「基礎控除（一律 380,000 円）」、「配偶者控除（配偶者の年齢により 380,000 円または 480,000 円）」、「配偶者特別控除（配偶者の総所得金額により 0 円から 380,000 円）」、「老年者控除（世帯主の年齢と総所得により 500,000 円）」の4種類とする。

そして、**Step7** で課税標準額を求め、**Step8** で定率減税前所得税額を計算する。さらに**Step9** で定率減税額を、**Step10** で定率減税後所得税を求める。

なお、夫婦世帯の場合には、夫と妻のそれぞれについて**Step2** から**Step10** の計算を行い、2人分の定率減税後所得税を求める。

以上の処理を基礎データのカテゴリ各々に対して行い、求まった定率減税後所得税額を積み上げることにより、公的年金等控除の制度変更による所得税への影響を把握する。

⁴ 世帯主年齢が60～64歳で、配偶者年齢が65～69歳と70歳以上の世帯数は全体と比較して少ないため、以後の本文における各ケースの試算結果の解説では、これらのカテゴリ以外に着目してコメントしている。

図表 3-5 所得税額推計フロー (1/2)

Step	処理項目	内容																						
1	世帯主の決定	基礎データの総所得が、男≧女の場合：男を世帯主と設定 男<女の場合：女を世帯主に設定																						
2	年金収入から公的年金等控除を計算	<p><例：現行制度の場合></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>65歳以上</th> <th>65歳未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額控除</td> <td>1,000千円</td> <td>500千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">定率控除</td> <td colspan="2">(定額控除後の年金収入)</td> </tr> <tr> <td>360万円までの部分</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>720万円までの部分</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>720万円を超える部分</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>最低保障額</td> <td>1,400千円</td> <td>700千円</td> </tr> <tr> <td>所得制限</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>それぞれの試算の前提条件に従い、これらの値を設定する。</p>		65歳以上	65歳未満	定額控除	1,000千円	500千円	定率控除	(定額控除後の年金収入)		360万円までの部分	25%	720万円までの部分	15%		720万円を超える部分	5%	最低保障額	1,400千円	700千円	所得制限	なし	
	65歳以上	65歳未満																						
定額控除	1,000千円	500千円																						
定率控除	(定額控除後の年金収入)																							
	360万円までの部分	25%																						
	720万円までの部分	15%																						
	720万円を超える部分	5%																						
最低保障額	1,400千円	700千円																						
所得制限	なし																							
3	公的年金等所得(雑所得)の計算	年金所得 = 年金収入 - 公的年金等控除																						
4	給与収入から給与所得を計算	<p>給与収入の階級に応じて給与所得を計算する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給与収入</th> <th>給与所得</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>651,000円未満</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>1,628,000円未満</td> <td>給与収入 - 650,000</td> </tr> <tr> <td>1,800,000円未満</td> <td>給与収入 × 60%</td> </tr> <tr> <td>3,600,000円未満</td> <td>給与収入 × 70% - 180,000</td> </tr> <tr> <td>6,600,000円未満</td> <td>給与収入 × 80% - 540,000</td> </tr> <tr> <td>10,000,000円未満</td> <td>給与収入 × 90% - 1,200,000</td> </tr> <tr> <td>10,000,000円以上</td> <td>給与収入 × 95% - 1,700,000</td> </tr> </tbody> </table>	給与収入	給与所得	651,000円未満	0	1,628,000円未満	給与収入 - 650,000	1,800,000円未満	給与収入 × 60%	3,600,000円未満	給与収入 × 70% - 180,000	6,600,000円未満	給与収入 × 80% - 540,000	10,000,000円未満	給与収入 × 90% - 1,200,000	10,000,000円以上	給与収入 × 95% - 1,700,000						
給与収入	給与所得																							
651,000円未満	0																							
1,628,000円未満	給与収入 - 650,000																							
1,800,000円未満	給与収入 × 60%																							
3,600,000円未満	給与収入 × 70% - 180,000																							
6,600,000円未満	給与収入 × 80% - 540,000																							
10,000,000円未満	給与収入 × 90% - 1,200,000																							
10,000,000円以上	給与収入 × 95% - 1,700,000																							
5	総所得の再計算	<p>国民生活基礎調査の「総所得」は「給与収入」と「年金収入」と「その他の所得」を用いて計算されているため、Step 3とStep 4で求めた「年金所得」と「給与所得」から「総所得(再)」を計算する。</p> <p>総所得(再) = 総所得 - 年金収入 + 年金所得 - 給与収入 + 給与所得</p>																						

図表3-5 所得税額算出フロー(2/2)

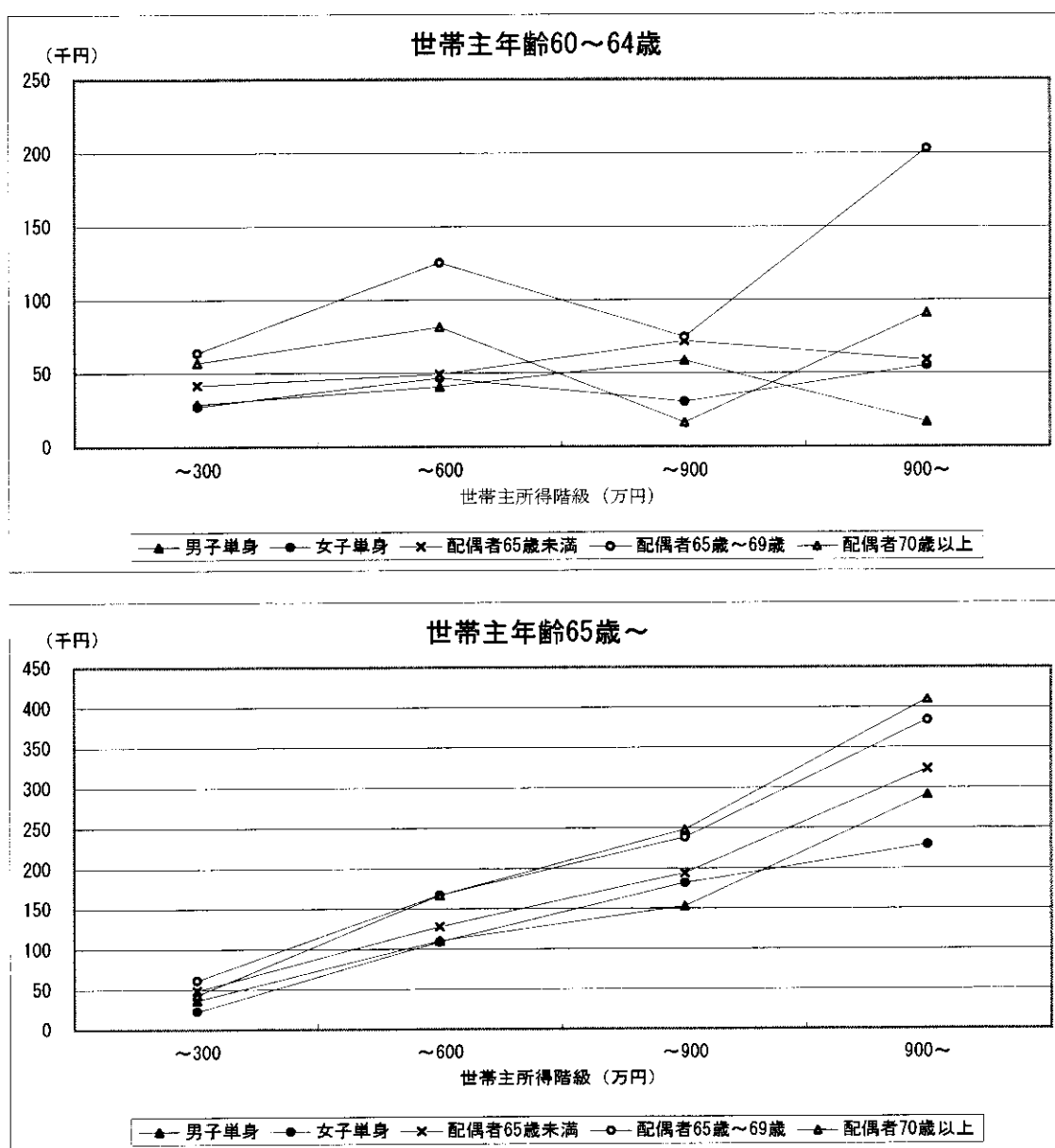
Step	処理項目	内容																																																				
6	各種控除計算	以下の各種控除金額を計算して合計する。																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>控除額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">基礎控除</td> <td>380,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除 年間所得38万円以下</td> <td>配偶者70歳未満</td> <td>380,000</td> </tr> <tr> <td>配偶者70歳以上</td> <td>480,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">配偶者特別控除 世帯主の総所得金額が 1,000万円以下</td> <td rowspan="13">配偶者 総 所 得 金 額</td> <td>50,000円未満</td> <td>380,000</td> </tr> <tr> <td>100,000円未満</td> <td>330,000</td> </tr> <tr> <td>150,000円未満</td> <td>280,000</td> </tr> <tr> <td>200,000円未満</td> <td>230,000</td> </tr> <tr> <td>250,000円未満</td> <td>180,000</td> </tr> <tr> <td>300,000円未満</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td>350,000円未満</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td>380,000円未満</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>400,000円未満</td> <td>380,000</td> </tr> <tr> <td>450,000円未満</td> <td>360,000</td> </tr> <tr> <td>500,000円未満</td> <td>310,000</td> </tr> <tr> <td>550,000円未満</td> <td>260,000</td> </tr> <tr> <td>600,000円未満</td> <td>210,000</td> </tr> <tr> <td>650,000円未満</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td>700,000円未満</td> <td>110,000</td> </tr> <tr> <td>750,000円未満</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>760,000円未満</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>760,000円以上</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">老年者控除 世帯主が65歳以上かつ総所得1,000万円以下</td> <td>500,000</td> </tr> </tbody> </table>	項目		控除額(円)	基礎控除		380,000	配偶者控除 年間所得38万円以下	配偶者70歳未満	380,000	配偶者70歳以上	480,000	配偶者特別控除 世帯主の総所得金額が 1,000万円以下	配偶者 総 所 得 金 額	50,000円未満	380,000	100,000円未満	330,000	150,000円未満	280,000	200,000円未満	230,000	250,000円未満	180,000	300,000円未満	130,000	350,000円未満	80,000	380,000円未満	30,000	400,000円未満	380,000	450,000円未満	360,000	500,000円未満	310,000	550,000円未満	260,000	600,000円未満	210,000	650,000円未満	160,000	700,000円未満	110,000	750,000円未満	60,000	760,000円未満	30,000	760,000円以上	0	老年者控除 世帯主が65歳以上かつ総所得1,000万円以下		500,000
		項目		控除額(円)																																																		
		基礎控除		380,000																																																		
		配偶者控除 年間所得38万円以下	配偶者70歳未満	380,000																																																		
			配偶者70歳以上	480,000																																																		
		配偶者特別控除 世帯主の総所得金額が 1,000万円以下	配偶者 総 所 得 金 額	50,000円未満	380,000																																																	
				100,000円未満	330,000																																																	
				150,000円未満	280,000																																																	
				200,000円未満	230,000																																																	
				250,000円未満	180,000																																																	
				300,000円未満	130,000																																																	
				350,000円未満	80,000																																																	
				380,000円未満	30,000																																																	
				400,000円未満	380,000																																																	
450,000円未満	360,000																																																					
500,000円未満	310,000																																																					
550,000円未満	260,000																																																					
600,000円未満	210,000																																																					
650,000円未満	160,000																																																					
700,000円未満	110,000																																																					
750,000円未満	60,000																																																					
760,000円未満	30,000																																																					
760,000円以上	0																																																					
老年者控除 世帯主が65歳以上かつ総所得1,000万円以下		500,000																																																				
7	課税標準額計算	課税標準額＝総所得(再)－各種控除																																																				
8	所得税額(定率減 税前)計算	課税標準額に応じて、所得税額を計算する。																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税標準額</th> <th>税率</th> <th>控除額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,300,000円未満</td> <td>10%</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>9,000,000円未満</td> <td>20%</td> <td>330,000</td> </tr> <tr> <td>18,000,000円未満</td> <td>30%</td> <td>1,230,000</td> </tr> <tr> <td>18,000,000円以上</td> <td>37%</td> <td>2,490,000</td> </tr> </tbody> </table>	課税標準額	税率	控除額(円)	3,300,000円未満	10%	0	9,000,000円未満	20%	330,000	18,000,000円未満	30%	1,230,000	18,000,000円以上	37%	2,490,000																																					
		課税標準額	税率	控除額(円)																																																		
		3,300,000円未満	10%	0																																																		
		9,000,000円未満	20%	330,000																																																		
18,000,000円未満	30%	1,230,000																																																				
18,000,000円以上	37%	2,490,000																																																				
9	定率減税額計算	定率減税額＝Min{所得税額(定率減税前)×20%,25万円}																																																				
10	所得税額決定※	所得税額＝Min{所得税額(定率減税前)－定率減税額,0}																																																				

※ 源泉徴収時における受給者全員の公的年金・恩給の総支給額(「平成10年度 国税庁統計年報書」 国税庁)を用いて補正した。

① ケース1 : 公的年金等控除を全廃 (図表3-6、図表3-7)

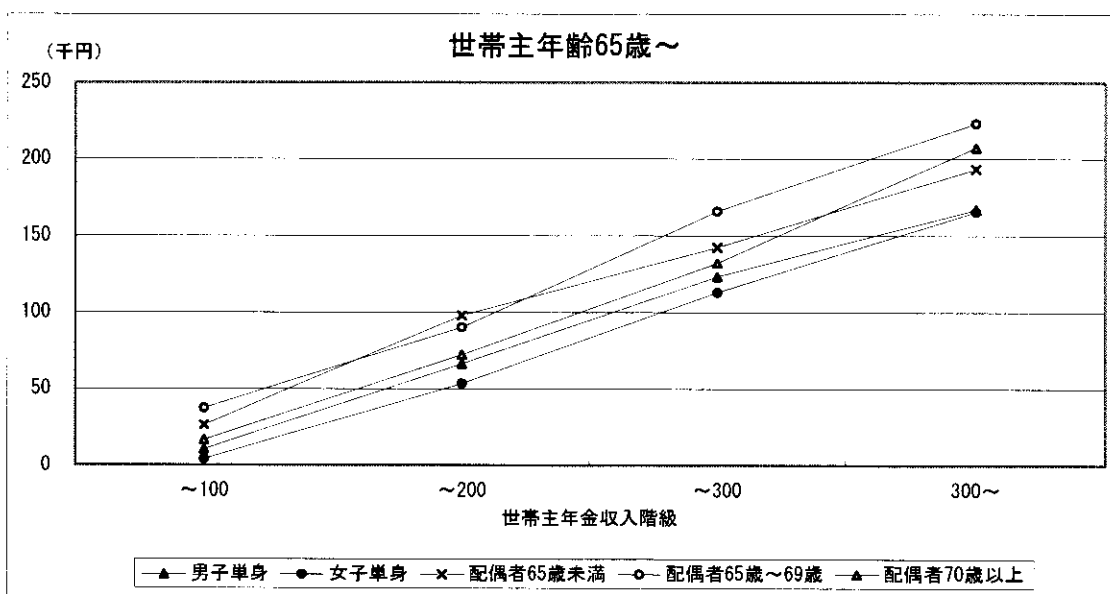
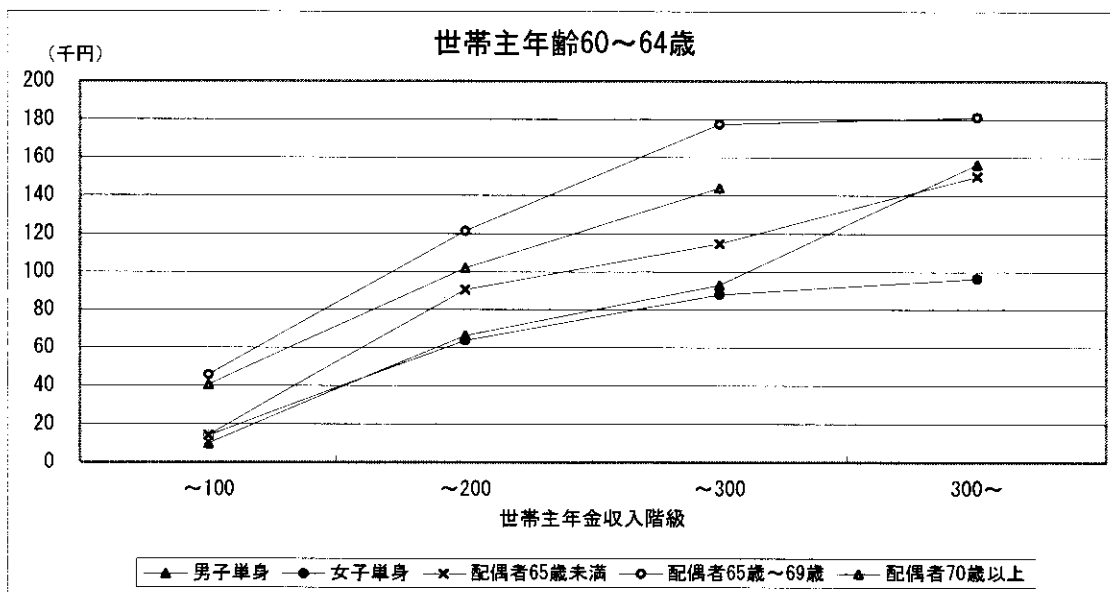
世帯主年齢が60~64歳の場合、全ての世帯主所得階級ではほぼ同程度の所得税の増加額となった。夫婦世帯が単身世帯と比較して増加額が大きくなっているのは、夫婦2人分の年金受給額に影響を与えるからと考えられる。世帯主年齢が65歳以上の場合は、世帯主の所得が増えるにつれて、増加額も大きくなる傾向にある。なお、全体の合計所得税増加額は、約1兆2,000億円となった。

図表3-6 世帯主の所得階級別1世帯あたり所得税増加額 (ケース1)



世帯主の年金収入階級別の所得税増加額は、年金収入階級によらず夫婦世帯の方が単身世帯よりも少し多く、年金収入が増加するにつれて、その額も大きくなる傾向にある。

図表 3-7 世帯主の年金収入階級別 1 世帯あたり所得税増加額 (ケース 1)

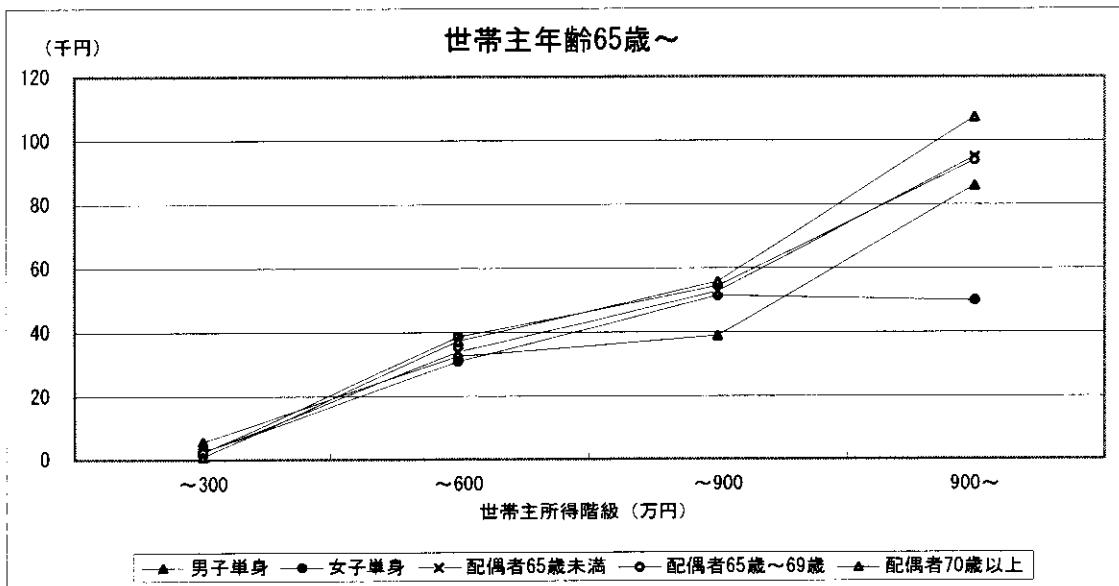
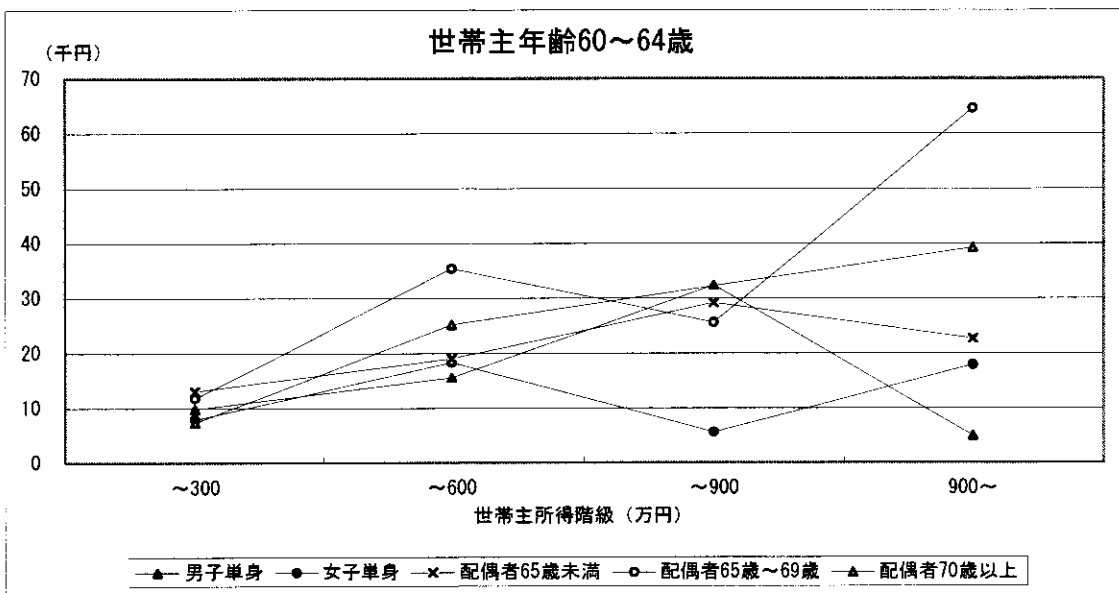


- ② ケース2-A : 定率控除を廃止し現行の定額控除のみとして、その水準を最低保障額とする（65歳以上：100万円 65歳未満：50万円）

（図表3-8、図表3-9）

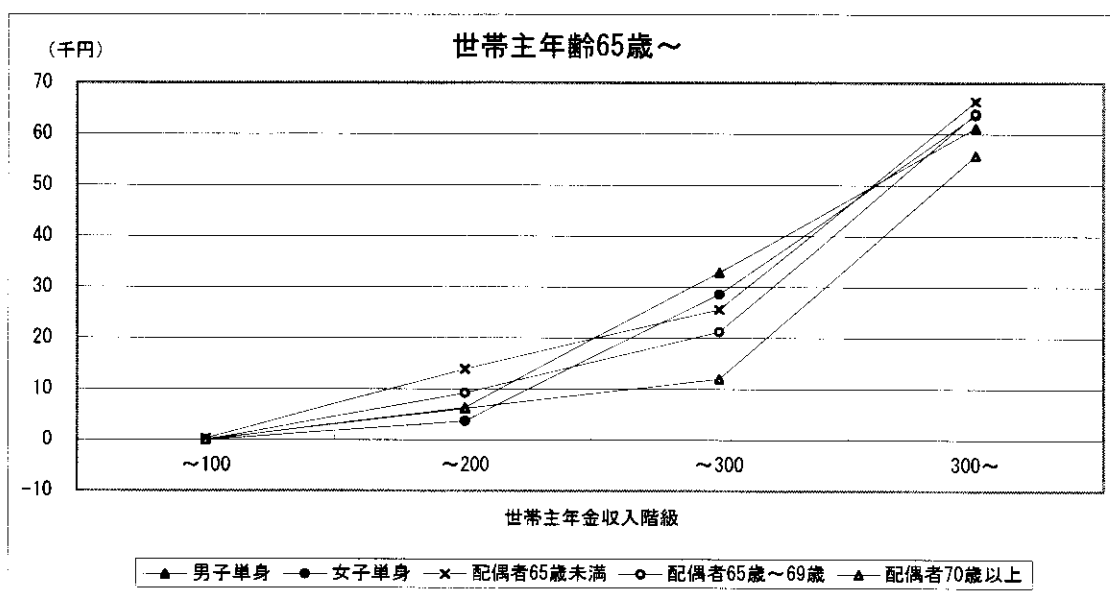
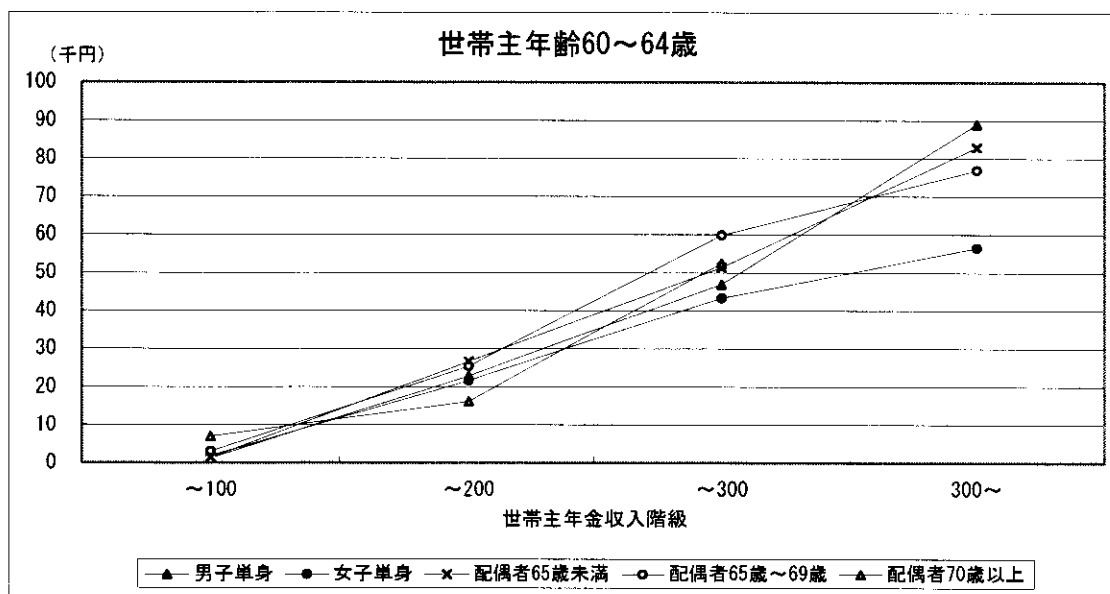
全体傾向はケース1と同様であるが、所得税の増加額は世帯主年齢が60～64歳の場合はケース1の30～50%程度であるのに対し、世帯主年齢が65歳以上の場合はケース1の20～30%程度となる。なお、全体の合計所得税増加額は、約2,500億円となった。

図表3-8 世帯主の所得階級別1世帯あたり所得税増加額（ケース2-A）



年金収入が増加するにつれて、世帯主の年金収入階級別の所得税増加額も大きくなる傾向にあるが、ケース1とは異なり単身世帯か夫婦世帯かにより増加額が異なる状況は見られない。また、世帯主年齢が65歳以上で年金収入100万円未満の世帯では、増加額はほぼゼロになる。

図表3-9 世帯主の年金収入階級別1世帯あたり所得税増加額（ケース2-A）



③ ケース2-B : 定率控除を廃止して、現行の最低保障額まで定額控除を引上げる
 (65歳以上 : 140万円 65歳未満 : 70万円)

(図表3-10、図表3-11)

最低保障額が現行制度より引上げられることによる影響が大きく、定率控除廃止の影響は抑制されるため、ケース2-Aと比較して世帯主の年齢や世帯構成に関係なく、ほとんどの所得階級で3万円以内の所得税額の増加となり、世帯主年齢が65歳以上で世帯主所得階級が300万円未満の場合の増加額はほぼゼロになる。なお、全体の合計所得税増加額は、約740億円となった。

図表3-10 世帯主の所得階級別1世帯あたり所得税増加額(ケース2-B)

